

記者の



森本 英彦

■最高裁判官国民審査 2人の罷免率突出

率が6%台だったのに対し、
涌井氏は7・73%、那須氏は
7・45%に達した。05年は7
・63～8・02%の0・39倍幅
に対象の6人が並んだが、今
回は1・73倍幅に広がった。

国民審査への参加を呼び掛けたことが、審査結果に大きく影響したとみられる。

先月の衆院選と同時に実施された最高裁判官の国民審

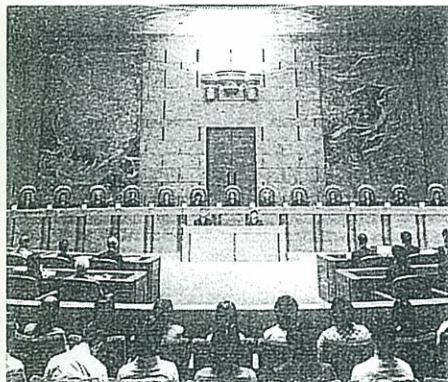
眞が信任された、過去に罷免例はなく、いつも通りの結果といえるが、「異変」もあつたことを報告したい。07年の最高裁大法廷判決で衆院選の「1票の格差」を合憲とした涌井紀夫、那須弘平両裁判官の罷免率（有効票に対する罷免を求める率。過半数で罷免）が突出したのだ。

裁判官のうち05年の国民審査後に就任した9人。「形ばかりの投票」が多いと言われる国民審査では通例、告示順1番の裁判官の罷免率が最も高く、他は大差ない。ところが今回は、告示順3番の浦井氏が1位、6番の那須氏が2位

の罷免率の平均を上回り、特に東京では浦井氏が11・26%、那須氏が10・95%と他の裁判官よりも前後も高かった。東京と同じく「1票の価値」が低い神奈川や千葉でも同程度の差がついた。近年の国民審査でここまで顕著な差が出るのは異例のことだ。

近年の
葉でも
票の価
格と著
な差だ。

「1票の格差合憲」影響大



「1票の格差」を合憲とする判決を言い渡した最高裁大法廷。15人の裁判官のうち3人が、国民審査の対象になった=07年6月13日、須賀川理撮影

を認めない裁判官は罷免され
るでしょう」と話す。

この結果は、有権者に判断材料が届けば、国民審査が実効あるものに変わるべき可能性を示したといえる。発起人の升永英俊弁護士は「1票の格差に対する裁判官の考え方が始まつと知れ渡れば、今後は更に大きな差が出て『1人1票』

もっと判断材料 提供せよ

「憲法の番人」にいわしい人物が国民がチックするのが審査の目標であることを考えれば内閣や最高裁には一層説明責任が求められる。また、その責任は選任場面に限った話では

かじは官房長官が選考する
説明しているが、通り
内容だ。例えば昨年、
夫氏を任命した際は「外
務次官、条約局長、イ
ンシシア大使などを務め、同
の分野をはじめとして豊
富な行政経験を有し、人格づ
けられた人材」として、
最高裁判事として適任と
考へる」といった具合だ。

国民審査公報には裁判官の略歴、関与した主要な裁判、心構えなどが記されるが、内容は味気なく、十分な判断材料とは思えない。最高裁がPで各裁判官の紹介を充実させ、裁判での個別意見を比較的簡単に参照できるようにしたのは評価できるものの、半の国民が対象者を知らないことに変わりはない。審査時間中に経歴放送を流すことなども真剣に検討されていい。

最高裁判事は内閣が任命するが、どんな基準で選ばれるのか不透明なことも問題だ。

高裁判官の就任会見の動画を総合情報サイト「毎日jp」に掲載している。めったに触れない映像や肉声を提供することの意義は大きいと考えたからだ。裁判員制度が始まり、司法と国民の距離が近くなる中、メディア側としても一層の工夫をしていきたい。

国民審査の形骸化が指摘されて久しい。辞めさせたい裁判官に「X」を書き、無印なら信任したことになる投票方式や、事実上一度だけの審査合がある（憲法は10年ごとに就任したばかりで閏年裁判が少ない人が対象になる場合がある）など制度上の問題もある。

横尾和子氏が昨年、最高裁判事を依頼退官したとき、最高裁事務総局は「在任期間が長くなり、事件処理に区切りがついた」と説明しただけだった。元社会保険庁長官の横尾氏に対しても、年金記録漏洩問題の責任を問う声が出ていたが、本人は何も語らない。健康上の理由ではなく70歳の定年前に退官するのは異例で、司法記者クラブは退任会見を求めたが、横尾氏は応じなかつた。職責の重さと説明責任を自覚していないと言わざるを得ない出来事だった。